

インドの安全保障貿易管理制度

(2022年1月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Deloitte Haskins & Sells LLP に作成委託し、2022年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

Sr. No.	概要	ページ 数
I	インドの輸出入管理システムの概要	1～2
II	多国間輸出管理制度 (MECR)	2～3
III	SCOMET	3～8

インドにおける安全保障貿易管理制度

安全保障貿易管理は、先進国が有する武器や軍事転用可能な貨物・技術が、国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを未然に防ぐため、国際的な枠組みの下、各国が協調して実施しているものである。

本レポートでは、インドにおける貿易管理制度を解説し、輸出者となる在インド日系企業が把握すべき留意点等を紹介する。

I. インドの輸出入管理システムの概要

インドの輸出入システムは、1992年外国貿易（（開発・規制））法（（以下、FTDR法））と、輸出入政策〔以下、ITC（HS）〕によって管理されている。

1. [Foreign Trade \(Development & Regulation\) Act of 1992 \(FTDR Act\)](#)
2. [Export Import Policy \[i.e., ITC \(HS\)\]](#)

FTDR法の規定に基づいて通知された外国貿易政策：[Foreign Trade Policy \(FTP\)](#)では、ITC（HS）で規定されている「禁止」、「制限」、「国営貿易企業（STE）による独占的取引」などの方法で規制されている場合を除き、輸出入は「自由」とされている。

さらに、ほかの法律や有効な法律で定められた条件を満たすことで、輸出入が「自由」になる品目もある。

ITC-HSでは、商品の輸出入に関連して、商品を以下の表に示すいくつかのカテゴリに分類している。

禁止事項 (Prohibited)	当該品目の輸出入はできない。
制限付き (Restricted)	商工省商務局（以下、DGFT）が付与するライセンス／承認／許可の下で物品の輸出入が許可される。
STE	外国貿易政策と手続きに定められた特定の条件に従い、特定の国営貿易会

(State Trading Enterprises)	社 (STE) を通じてのみ、品目の輸出入が認められている。
自由 (Free)	DGFT からのライセンス/認可/許可を必要としない品目の輸出入は「自由: Free」と表示されている。一部の品目は、関連する章/見出し/小見出しに含まれる政策条件、または政策に関連する条件で示された条件に従うものであり、有効なほかの法律にも従うものとなる。

輸出規制は、国内外の安全保障措置を支援するための規制である。この規制は、軍事関連品目だけでなく、通信、航空宇宙、ライフサイエンス、石油・ガス、原子力、化学、製造業など、防衛分野以外で広く使用されている物品、ソフトウェア、技術などのデュアルユース品目にも適用される。

これらの管理には、当該商品、サービス、技術の輸出を規制することが含まれており、当該輸出には、事前の承認/ライセンス、事前ライセンスチェック、および制限された商品、サービス、技術の最終使用者および最終使用の出荷後の検証が必要となる。

このような規制の背景には、大量破壊兵器、ミサイル、通常兵器の開発・製造に応用できる可能性のある商品、サービス、技術の違法な取引を防ぐという目的がある。これにより、テロリストやテロ組織の手に渡ることを防ぐことが可能となる。ただし、これらの戦略的物品の合法的な取引は認める。

II. 多国間輸出管理制度 (MECR)

さらに、インドは主要な多国間輸出管理制度（以下、MECR）に加盟している。

- ミサイル技術管理レジーム (MTCR)
- ワッセナー・アレンジメント (WA)
- オーストラリア・グループ (AG)
- 化学兵器禁止条約 (CWC)
- 生物・毒性兵器禁止条約 (BWC)

インドでは、禁止または許可されている二重使用品目・技術の輸出には、Special chemicals, organisms, materials, equipment, and technologies（以下、SCOMET）ライセンスが必要となる。

III. SCOMET (Special chemicals, organisms, materials, equipment, and technologies)

2021年12月、インドはSCOMETリストを刷新し、さまざまなMECRのガイドラインや管理リストと整合させた。以下の八つのカテゴリーに記載されている製品の製造に携わるすべての企業は、SCOMETライセンスを取得することが義務付けられている。製品のリストは [Appendix 3 – SCOMET List \(dgft.gov.in\)](https://dgft.gov.in) から確認可能である。

分類	詳細
カテゴリー 0	核物質、核関連のその他の物質、設備、技術
0A	所定の物質
0A1	ソースマテリアル
0A2	特殊な核分裂性物質
0A3	その他の素材
0B	規定の機器
0C	テクノロジー
カテゴリー 1	有害化学物質などの化学物質
1A	禁止されている化学物質
1B	化学兵器禁止条約の締約国にのみ許可される化学物質
1C	化学兵器禁止条約に加盟していない国にも許可されている化学物質
1D	その他の化学物質
カテゴリー 2	微生物、毒物
2A	バクテリア
2B	菌類
2C	寄生虫
2D	ウイルス
2E	[Reserved]

2F	毒素
2G	植物病原菌
2H	遺伝的要素と遺伝子組み換え生物
カテゴリー 3	材料、材料加工機器および関連技術
3A	材料
3A1	特殊素材
3A2	構造材料
3A3	ロケット推進剤および構成化学物質
3A4	高爆発性素材
3A5	ステルス素材
3B	材料加工・製造装置、関連技術、およびそれらのために特別に設計された部品・付属品
3C	[Reserved]
3D	化学品やバイオマテリアルの製造・取り扱い機器・設備
カテゴリー 4	カテゴリ 0 で管理されていない、原子力関連のその他の機器、組立品、部品、試験・生産設備、関連技術
4A	試験装置や製造装置を含む装置、組立品、部品
4B	核爆発装置の開発に使用可能な試験・計測機器を含む装置、組立品、コンポーネント
4C	テクノロジー
カテゴリー 5	航空宇宙システム、製造・試験装置を含む機器、関連技術、特別に設計されたコンポーネントおよびその付属品
5A	ロケットシステム
5A1	システム
5A2	プロダクション&テスト機器
5A3	テクノロジー
5B	無人航空機
5C	アビオニクスとナビゲーションシステム
5D	有人航空機、航空機用エンジン、関連機器および部品
5E	超小型軽量飛行機と動力付き「ハンググライダー」

カテゴリー 6	軍需品リスト
カテゴリー 7	[Reserved]
カテゴリー 8	特殊材料および関連機器、材料加工、エレクトロニクス、コンピュータ、通信、情報セキュリティ、センサーおよびレーザー、ナビゲーションおよびアビオニクス、海洋、航空宇宙および推進

SCOMET 品目の輸出許可を得るためには、輸出者は [Form ANF-20](#) を用いて SCOMET ライセンスの発行を申請しなければならない。申請の際には、以下の詳細確認が必要となる。

- 申請者の詳細
- SCOMET 品目の詳細（SCOMET カテゴリー、技術仕様など）および過去 3 年間の SCOMET 品目の輸出の詳細
- 出荷の詳細（例：積荷／積出港、積出港、輸出先の国、最終目的地の国）
- 輸出の目的（トレード、サンプル、展示会・展覧会）
- 海外バイヤーの詳細および荷受人の詳細（名前、住所、電話番号など）
- エンドユーザーの詳細（名前、輸出品が使用される最終製品、エンドユーザーは仕向国政府の機関であるか、など）
- この輸出に関連する金融取引を行う銀行の詳細
- 同一のライセンス年度において、同一の製品、同一の最終用途、同一のエンドユーザーに対して、繰り返し輸出を申請した場合
- 輸出される品目の生産者／製造者の詳細と、インドからの輸出が予定されている期間

なお、申請の際に必要な書類は以下のとおりである。

- 対象製品のサプライチェーンにかかわるすべての企業/団体からのエンドユーザー証明書（EUC）で、その企業/団体のレターヘッドに正式に署名し、権限のある署名者が捺印したもの。
- 海外バイヤー、荷受人、エンドユーザーからの発注書
- Aayat Niryat Form ANF-1（Profile of Exporter）
- 輸出品に関連する精巧な技術仕様書とその技術図面

- 第三者または請負業者が関与している場合は、外国の買い手およびエンドユーザーと第三者との間の契約書/合意書の詳細を、契約書/合意書のコピーとともに提出する必要がある。
- 企業内供給の場合は、外国企業およびインド子会社とのマスターサービスアグリーメント (MSA) / 契約書のコピー。会社が外国の当事者と合意していない場合には、そのような合意/追加を行う必要がある。
- 再注文の場合、同一製品に対する DGFT の認証レターがある場合。
- 過去 1 年間に輸出された商品の輸出先国への Bill of Entry (BOE)

SCOMET 品目の輸出許可申請はすべて、外国貿易省の追加局長が議長を務める DGFT の省庁間ワーキンググループ (以下、IMWG) で、メリットを考慮して検討される。

案件が IMWG に提出されると、IMWG の決定 (承認、延期、取り下げ、機関からの NOC/クリアランスを条件に承認) が、DGFT の関係ゾーン/リージョナルオフィスから輸出許可を得るために輸出者に発行される許可書を通じて通知される。さらに、DGFT 事務局は、SCOMET ライセンスを申請したすべての輸出業者の状況をまとめた IMWG の議事録を DGFT のウェブサイトで開催している。

SCOMET におけるライセンスの管轄は以下のとおりである。

分類	詳細	ライセンス管轄担当
カテゴリー0	核物質、核関連のその他の物質、設備、技術	米 国 原 子 力 庁 (DAE)
カテゴリー1	有害化学物質などの化学物質	DGFT
カテゴリー2	微生物、毒物	DGFT
カテゴリー3	材料、材料加工機器および関連技術	DGFT
カテゴリー4	カテゴリー 0 で管理されていない、原子力関連のその他の機器、組立品、部品、試験・生産設備、関連技術	DGFT
カテゴリー5	航空宇宙システム、製造・試験装置を含む機器、関連技術、特別に設計されたコンポーネントおよびその付属品	DGFT

カテゴリー6	軍需品リスト	DEPT.OF DEFENSE PRODUCTION (DDP) / 防衛省
カテゴリー7	予約	DGFT
カテゴリー8	特殊材料および関連機器、材料加工、エレクトロニクス、コンピュータ、通信、情報セキュリティ、センサーおよびレーザー、ナビゲーションおよびアビオニクス、海洋、航空宇宙および推進。	DGFT

例えば、対象となる商品が通信機器であれば、SCOMET 項目に該当する。そのため、電気通信機器の輸出入には、インド国内で以下のライセンスを取得する必要がある。

- インド規格局 (BIS) *
- WPC (Wireless Planning Coordination) ライセンス**
- SCOMET

* *BIS* は、標準化と適合性評価の下での活動を調和的に発展させるために、2016年 *BIS* 法に基づいて設立されたインドの国家標準化機関である。中央政府は、強制製品に対する品質管理命令の発行を通じて、*BIS* からのライセンスまたは適合証明書 (*COC*) に基づく標準マークの使用を強制的に指示する。

** *WPC (Wireless Planning & Co-ordination)* は、特定の無線製品を輸入・販売する際に必要なライセンスである。このライセンスは、電気通信局の *WPC* ウィングが発行する。

ライセンスの適用は、製品の詳細な説明に基づいて行われる。上記の例およびライセンス要件は通信機器に関するものであるが、ライセンス要件は品目ごとに異なる場合がある。

詳細情報のお問い合わせ窓口

輸出入管理関連の所轄官庁の詳細は以下のとおりである。

[Directorate General of Foreign Trade \(DGFT\)](#)

Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry

H-Wing, Gate No. 2, Udyog Bhawan, Maulana Azad Road, New Delhi 110 011

電話 : 91-11-23062777, 23061562, FAX : 91-11-23062225

- SCOMET に関連する規則は、以下のリンクからアクセス可能。

<https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/a913d6f4-7830-42f6-822c-66fd85ac74f7/FTP%20Chapter2-Updated%20as%20on%20%2010.08.2021.pdf>

- 申請手続きは、以下のリンクからアクセス可能。

<https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/f6440a19-9839-4b2a-ab81-482c758ce1bd/HBP%20Chapter%202-Updated%20as%20on%2030.09.2021.pdf>

- SCOMET の項目一覧は、[Appendix 3 – SCOMET List \(dgft.gov.in\)](#) から確認可能である。

- Aayat Niryat の各種フォームは <https://www.dgft.gov.in/CP/?opt=aayat-form> からアクセス可能。

- さまざまな ITC (HS) コードの輸出入政策のスケジュールは <https://www.dgft.gov.in/CP/?opt=itchs-import-export> でアクセス可能。

-

- SCOMET 品目の輸出許可申請書-[Form ANF-20](#)